

保健だより

藤沢市立御所見小学校 保健室
保護者の皆様へ №.11 2021.9.3

新たな感染症対策への ご協力ありがとうございます！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、藤沢市立小・中・特別支援学校の感染予防対策を強化して、夏季休業明けの教育活動を実施していくこととなりました。これについては、8/31連絡メールで配信し、市ホームページにも掲載されています。また、9/1配布のお便り、「健康調査票」および裏面の説明書を読んでいただき、具体的にどのようにしていくのか、お知らせさせていただきます。

すでに、お知らせした内容ではありますが、新たに変更したところについて、ご説明させていただきます。

☆今までと同様に、毎日、検温と症状の確認をお願いします。

この内容を、「健康調査票」へ保護者がご記入ください。

- “発熱の基準”(37.5℃以上または、平熱+0.5℃以上かつ「健康調査票」の症状Aがある)に当てはまる。
- “風邪の症状”(「健康調査票」の症状B)に当てはまる。

→この内容は、これまでも出席停止となっていました。これまでは、症状がでている児童本人だけでなく、同居のご家族にも、“発熱の基準”や“風邪の症状”に当てはまる方がいらっしゃる、症状のない児童であっても出席停止になるというものです。
家族に症状があれば、家族全員で食のために気をつけて過ごすという意味です。

今一度、9/1お便りや「健康調査票」および裏面の説明書をご覧になっていたとき、不明な点については、学校までお問い合わせください。

例1. 小学1年、小学4年、中学2年の兄弟の場合

- 小学1年の子が“発熱の基準”または“風邪の症状”に当てはまる。
→小学4年、中学2年の子どもたちは元気でも、3人そろって出席停止となり、学校には来られません。

例2. 小学生・中学生は元気だけど、出席停止となる場合

- 就学前や高校生以上の兄弟姉妹が、“発熱の基準”または“風邪の症状”に当てはまる。
- 同居している大人の家族が、“発熱の基準”または“風邪の症状”に当てはまる。

他にもたくさんの方々が考えられると思います。参考にしてください。
出席停止となるものに、同居家族が濃厚接触者や密切接触者となったり、場合や、PCR検査等を受ける場合も該当します。

新型コロナウイルス感染症が発症となつた日よりも前から、周囲への感染力が強くなるということを踏まえての措置です。

集団生活をしていく中の感染予防対策のひとつです。今回の「健康調査票」内容変更と、出席停止内容の変更につきまして、ご理解・ご協力をいたばさたく、お願いします。

また、ご家族皆様の本調査確認のため、皆様で朝の検温をされることをお勧めし、ご家族皆様の体温をお祈り申し上げます。

裏面に、市ホームページや広報に掲載されている、今年度より改訂の「発熱等の症状がある場合の受診・流れ」を載せました！